

携帯端末登録修理協議会
会費規約

(目的)

第1条 この規約は、協議会の入会金及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。
なお、本規約に用いる用語の定義は、本規約に定義するほか、携帯端末登録修理協議会会則
(以下「協議会会則」という。)に従う。

(会費額)

第2条 会費は、協議会会則第21条に規定する年度ごとの年額とし、以下に定める金額とする。

会員種別	細区分	会費年額
修理業者会員	理事長	80万円
	理事	30万円
	一般	10万円
関連事業者会員	電気通信事業者	60万円
	仮想移動体通信事業者	30万円
	その他	30万円

(会費の納入)

第3条 会員は、協議会会則第21条に規定する年度ごとに、当該年度の開始月の末日までに会費を納入しなければならない。ただし、年度の途中で新たに会員になった者、次条に定める会費の免除を受けた者でその免除期間が終了した者は、次の表に定めるところにより、入会又は免除期間の終了に際し当該年度の会費を納入するものとする。この場合において、端数については、1,000円の位を四捨五入する。

入会日又は免除期間終了日の翌日の属する月	当該年度の会費
4月又は5月	会費 × 6/6
6月又は7月	会費 × 5/6
8月又は9月	会費 × 4/6
10月又は11月	会費 × 3/6
12月又は1月	会費 × 2/6
2月又は3月	会費 × 1/6

(会費の免除)

第4条 高い専門性を有し、協議会の活動に対し相当の貢献が見込まれる会員については、理事会の決議によって、一定の期間（1年未満の期間を定めることもできる。）につき会費の支払いを免除することが出来る。また、協議会の設立後の初年度については、関連事業者会員として入会する携帯電話端末製造メーカーについては、この条項を適用し会費を免除するものとし、次年度以降は別途理事会の決議によって適用継続の可否を決定するものとする。

(理事会への委任)

第5条 この規約の施行について必要な事項は、この規定で定めるものを除き、理事会が別に定める。

(改廃)

第6条 この規約の改廃は、総会の決議によって行うものとする。

附 則

- 1 この規約は、2015年5月12日から施行する。
- 2 会費額については初年度の終了時までには、協議会の活動及び会員数の状況を考慮しながら見直しを行い、翌年度より見直し後の会費を適用する。
- 3 2016年3月25日、一部改正。